

○航空路等における有視界飛行方式による飛行について（通達）

昭和48年5月23日

海幕運第2605号

海上幕僚長から自衛艦隊司令官・護衛艦隊司令官・航空集団司令官・横須賀、佐世保、大湊地方総監・教育航空集団司令官あて

航空路等における有視界飛行方式による飛行について（通達）

標記について、別添のとおり通知されたので、これに基づき遺漏のないよう実施されたい。

なお、海幕運第5016号電（46.9.21）及び同第6453号電（46.12.13）は廃止する。また、公海上の空域（空港の空域及び航空路等の空域を除く。）における有視界気象状態の基準は別紙のとおり改める。

添付書類：別紙「公海上の空域（空港の空域及び航空路等の空域を除く。）における有視界気象状態」
防運第1508号（48.3.31）

別 紙

公海上の空域（空港の空域及び航空路等の空域を除く。）における有視界気象状態
(ICAOによる有視界気象状態の基準)

	管 制 空 域 内 (洋上管制区を含む)		管 制 空 域 外	
	高度900メートル（3,000フィートMSL）を越える高度	高度900メートル（3,000フィートMSL）以下	高度900メートル（3,000フィートMSL）を越える高度	高度900メートル（3,000フィートMSL）以下
飛 行 規 程	8km以上	8km以上	8km以上	※ 1.5km以上
雲からの水平距離	1.5km以上	1.5km以上	1.5km以上	雲から離隔し、 地表又は水面を 視認
雲からの垂直距離	300m以上	300m以上	300m以上	

(注) ※ 他の物件との衝突を避け得る速度で飛行するヘリコプターについては、1.5km以下で飛行できる。